北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

条　　例

○北海道地域振興条例……（地域づくり支援局）　1
○北海道総合振興局設置条例の一部を改正する条例……（地域主権局）　3
○北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……（地域主権局）　5

条　　例

北海道地域振興条例をここに公布する。

平成21年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道条例第51号

北海道地域振興条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　地域振興に関する施策の推進（第４条―第11条）
附則

道民一人一人の営みが形づくる個性豊かで多様性に富む地域から成り立つ私たちの北海道は、連綿と続く歴史の中で、先人のたゆまぬ努力により独自の文化や風土を形成し、大きな発展を遂げてきた。

しかしながら、人口の減少や少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化の中、本道の各地域においては、経済、雇用、生活等の様々な分野で、厳しい状況に直面している。

一方、本道は、雄大な自然や豊富な資源に恵まれ、食料、エネルギー、環境等の世界全体の課題に貢献し得る大きな潜在力を有している。道内の各地域に目を向けると、こうした本道の優位性を生かした新たな取組や北海道らしいライフスタイルをつくり出そうとする動きが芽生えてきている。

今後の地域振興に当たっては、このような地域の特色ある活動を一層活発に展開していくとともに、地域の切実な課題の解決に向け、住民、事業者等、市町村及び道がこれまで以上に一体となって、それぞれの地域の実情に即した取組を積極的に進めていくことが重要である。そのためには、国から地方へ、道から市町村への権限移譲を着実に推進するなど、地域の創意と主体性が存分に発揮される社会を創造していかなければならない。

こうした考え方に立って、道民、市町村及び道が地域振興の担い手として、それぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の力を結集することによって、北海道全域の活性化を図り、すべての人々が将来にわたり安心して暮らし、幸福を享受できる地域社会を築き上げることを決意し、道民の総意としてこの条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、北海道における地域振興に関し、基本理念を定め、及び道の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、地域振興に関する施策を道民及び市町村と共に推進し、もって個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第２条　地域振興は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

(1)　道民及び市町村の創意及び主体性が発揮され、地域の特性に応じた取組が持続的に進められること。

(2)　地域の実情に即して地域の課題の解決が図られるよう、道民、市町村及び道の適切な役割分担の下、協働による取組が積極的に進められること。

(3)　集落、市町村、市町村を越える地域等の様々な地域の単位において、地域間の交流が促進され、地域相互の連携及び補完が図られること。

（道の責務）

第３条　道は、前条に定める基本理念にのっとり、地域振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

２　道は、地域振興を図る上で道民及び市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するものとする。

３　道は、地域振興に関する施策の推進に当たっては、市町村と緊密に連携し、及び道民との協働に努めるものとする。

４　道は、地域振興に関する施策の推進に当たっては、国に対し、必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

５　道は、地域相互の連携及び補完が図られるよう、地域の実情を踏まえ、広域的な見地からの施策の推進及び必要な調整を行うものとする。

第２章　地域振興に関する施策の推進

（施策推進の基本方針）

第４条　道は、次に掲げる基本方針に基づき地域振興に関する施策を推進するものとする。

⑴　自然環境、文化、歴史、産業その他の地域の特性に配慮すること。

⑵　自然景観、農林水産物その他の地域における資源の効果的な活用を図ること。

⑶　地域振興を担う幅広い人材の育成及び活用を図ること。

⑷　産業、暮らし、環境等の幅広い分野にわたる施策を一体的に実施すること。

⑸　食料、エネルギー、環境その他の国の内外における重要な課題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるよう、本道の各地域の特性を生かすこと。

（地域計画の策定及び推進）

第５条　道は、広域的な地域の区分ごとに地域振興を効果的に推進するための計画（以下「地域計画」という。）を策定しなければならない。

２　道は、地域計画については、総合計画（北海道行政基本条例（平成14年北海道条例第59号）第７条第１項に規定する総合計画をいう。）が示す政策の基本的な方向に沿って策定しなければならない。

３　道は、地域計画については、特定分野別計画（北海道行政基本条例第７条第４項に規定する特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画をいう。）と一体的に推進しなければならない。

（道民の意見等の反映）

第６条　道は、地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（地域振興に関する取組等への支援）

第７条　道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。

２　道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

（職員の交流）

第８条　道は、市町村と緊密に連携し、地域振興に関する施策を推進するため、職員の派遣その他の市町村との職員の交流の充実を図るものとする。

（人材の育成等）

第９条　道は、地域振興を担う人材の育成を図るため、道民が地域の特性、実情及び課題に応じた取組を進める上で必要とされる知識及び技能を習得し、並びに地域振興に取り組んでいる人々との交流を深める機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　道は、地域振興に関する施策を効果的に推進するため、事業者、大学等の協力を得て、それらの人材、知見、技術等の活用に努めるものとする。

（情報の提供）

第10条　道は、道民及び市町村が地域振興に関する情報を共有し、道民の主体的な取組及び市町村が実施する施策の充実が図られるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

（財政上の措置）

第11条　道は、地域振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

１　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

２　知事は、この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道総合振興局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道条例第52号

北海道総合振興局設置条例の一部を改正する条例

北海道総合振興局設置条例（平成20年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例

第１条中「いう。）」の次に「及び北海道振興局（以下「振興局」という。）」を加える。

第２条中「総合振興局」の次に「及び振興局」を加える。

第３条を次のように改める。

（所掌事務の特例）

第３条　前条の規定にかかわらず、広域的に処理することにより効果的かつ効率的に執行することができる事務については、規則で定めるところにより、別表第２の左欄に掲げる総合振興局が同表の当該右欄に定める振興局の所管区域に係る事務を所掌することができる。

２　知事は、前項の規則を定めるに当たっては、あらかじめ、関係する市町村の長の意見を聴くものとする。

附則第１項の前の見出し中「等」を削り、同項ただし書を削る。

附則第２項を削る。

附則第３項中「勘案し」の次に「、地域の振興の推進及び効率的な行政運営に資する支庁制度の改革を更に進めるため」を加え、同項を附則第２項とし、同項の次に次の１項を加える。

（北海道行政手続条例の一部改正）

３　北海道行政手続条例（平成７年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第３条第４号中「支庁」を「総合振興局若しくは振興局」に改める。

附則第４項を削る。

附則第５項中「総合振興局長」の次に「又は振興局長」を加え、同項を附則第４項とし、同項の次に次の１項を加える。

（北海道税条例の一部改正）

５　北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出しを「（所管区域の特例）」に改め、同条中「石狩支庁」を「石狩振興局」に、「渡島支庁」を「渡島総合振興局」に、「後志支庁」を「後志総合振興局」に、「上川支庁」を「上川総合振興局」に、「胆振支庁」を「胆振総合振興局」に、「釧路支庁」を「釧路総合振興局」に、「根室支庁」を「根室振興局」に、「十勝支庁」を「十勝総合振興局」に、「網走支庁」を「オホーツク総合振興局」に、「空知支庁」を「空知総合振興局」に、「留萌支庁」を「留萌振興局」に、「宗谷支庁」を「宗谷総合振興局」に改める。

第５条第１項中「所管する支庁」を「所管する総合振興局若しくは振興局」に、「支庁等」を「総合振興局等」に改める。

第６条の２の見出し中「支庁長及び」を「総合振興局長及び振興局長並びに」に改め、同条中「支庁等」を「総合振興局等」に、「支庁長等」を「総合振興局長等」に改める。

第８条第１項第12号中「石狩支庁」を「石狩振興局」に改める。

第９条中「支庁長等」を「総合振興局長等」に改める。

第19条中「支庁等」を「総合振興局等」に改める。

附則第６項を削る。

附則第７項中「総合振興局」の次に「又は振興局」を加え、同項を附則第６項とする。

附則第８項のうち北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）第16条第１項の改正規定中「道央総合振興局」を「石狩振興局」に改め、附則第８項を附則第７項とし、同項の次に次の１項を加える。

（北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例の一部改正）

８　北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例（平成17年北海道条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「関係支庁」を「関係する総合振興局又は振興局」に改める。

附則第９項のうち北海道災害対策本部条例（昭和37年北海道条例第54号）第４

条の改正規定を次のように改める。

第４条第１項中「関係支庁」を「関係する総合振興局又は振興局」に改め、同条第２項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改め、同条第３項中「支庁」を「総合振興局又は振興局」に改める。

附則第10項のうち市としての要件に関する条例（昭和23年北海道条例第９号）第１号の改正規定中「総合振興局等の」を「総合振興局、振興局等の」に改める。

附則第11項のうち北海道脱スパイクタイヤ推進条例（平成元年北海道条例第56号）別表の改正規定を次のように改める。

別表中「石狩支庁管内　渡島支庁管内　檜山支庁管内　後志支庁管内　空知支庁管内（雨竜郡を除く。）　胆振支庁管内　日高支庁管内」を「空知総合振興局管内（妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町を除く。）　石狩振興局管内　後志総合振興局管内　胆振総合振興局管内　日高振興局管内　渡島総合振興局管内　檜山振興局管内」に、「空知支庁管内（雨竜郡に限る。）　上川支庁管内　留萌支庁管内　宗谷支庁管内　網走支庁管内」を「空知総合振興局管内（妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町に限る。）　上川総合振興局管内　留萌振興局管内　宗谷総合振興局管内　オホーツク総合振興局管内」に、「十勝支庁管内　釧路支庁管内　根室支庁管内」を「十勝総合振興局管内　釧路総合振興局管内　根室振興局管内」に改める。

附則第12項のうち北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）別表第１の改正規定を次のように改める。

別表第１中「石狩支庁管内、胆振支庁管内、日高支庁管内、後志支庁管内（寿都郡及び島牧郡を除く。）及び空知支庁管内（雨竜郡を除く。）」を「空知総合振興局管内（妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町を除く。）、石狩振興局管内、後志総合振興局管内（島牧村、寿都町及び黒松内町を除く。）、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内」に、「渡島支庁管内、檜山支庁管内及び後志支庁管内のうち寿都郡及び島牧郡」を「渡島総合振興局管内、檜山振興局管内及び後志総合振興局管内（島牧村、寿都町及び黒松内町に限る。）」に、「上川支庁管内、留萌支庁管内、宗谷支庁管内及び空知支庁管内のうち雨竜郡」を「空知総合振興局管内（妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町に限る。）、上川総合振興局管内、留萌振興局管内及び宗谷総合振興局管内」に、「十勝支庁管内、釧路支庁管内及び根室支庁管内」を「十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

名　称	位　置	所　管　区　域	
北海道空知総合振興局	岩見沢市	空知地域	南幌町　奈井江町　上砂川町　由仁町　長沼町　栗山町　月形町　浦臼町　新十津川町　妹背牛町　秩父別町　雨竜町　北竜町　沼田町
北海道石狩振興局	札幌市	石狩地域	当別町　新篠津村
北海道後志総合振興局	倶知安町	後志地域	島牧村　寿都町　黒松内町　蘭越町　ニセコ町　真狩村　留寿都村　喜茂別町　京極町　倶知安町　共和町　岩内町　古宇郡泊村　神恵内村　積丹町　古平町　仁木町　余市町　赤井川村
北海道胆振総合振興局	室蘭市	胆振地域	豊浦町　壮瞥町　白老町　厚真町　洞爺湖町　安平町　むかわ町
北海道日高振興局	浦河町	日高地域	日高町　平取町　新冠町　浦河町　様似町　えりも町　新ひだか町
北海道渡島総合振興局	函館市	渡島地域	松前町　福島町　知内町　木古内町　七飯町　鹿部町　森町　八雲町　長万部町
北海道檜山振興局	江差町	檜山地域	江差町　上ノ国町　厚沢部町　乙部町　奥尻町　今金町　せたな町
北海道上川総合振興局	旭川市	上川地域	幌加内町　鷹栖町　東神楽町　当麻町　比布町　愛別町　上川町　東川町　美瑛町　上富良野町　中富良野町　南富良野町　占冠村　和寒町　剣淵町　下川町　美深町　音威子府村　中川町
北海道留萌振興局	留萌市	留萌地域	増毛町　小平町　苫前町　羽幌町　初山別村　遠別町　天塩町
北海道宗谷総合振興局	稚内市	宗谷地域	幌延町　猿払村　浜頓別町　中頓別町　枝幸町　豊富町　礼文町　利尻町　利尻富士町
北海道オホーツク総合	網走市	網走地域	美幌町　津別町　斜里町　清里町　小

振興局			清水町　訓子府町　置戸町　佐呂間町 遠軽町　上湧別町　湧別町　滝上町 興部町　西興部村　雄武町　大空町
北海道十勝総合振興局	帯広市	十勝地域	音更町　士幌町　上士幌町　鹿追町 新得町　清水町　芽室町　中札内村 更別村　大樹町　広尾町　幕別町　池田町　豊頃町　本別町　足寄町　陸別町　浦幌町
北海道釧路総合振興局	釧路市	釧路地域	釧路町　厚岸町　浜中町　標茶町　弟子屈町　鶴居村　白糠町
北海道根室振興局	根室市	根室地域	別海町　中標津町　標津町　羅臼町 色丹村　国後郡泊村　留夜別村　留別村　紗那村　蘂取村

別表第２（第３条関係）

北海道空知総合振興局	北海道石狩振興局
北海道胆振総合振興局	北海道日高振興局
北海道渡島総合振興局	北海道檜山振興局
北海道上川総合振興局	北海道留萌振興局
北海道釧路総合振興局	北海道根室振興局

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成21年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道条例第53号

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（北海道政策評価条例の一部改正）

第１条　北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表支庁事業評価の項中「支庁事業評価」を「総合振興局・振興局事業評価」に、「支庁が」を「総合振興局又は振興局が」に改める。

（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第２条　北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第６条、第７条、第17条第１項及び第27条第１項中「支庁」を「総合振興局若しくは振興局」に改める。

（北海道保健所条例の一部改正）

第３条　北海道保健所条例（昭和23年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表北海道深川保健所の項中「幌加内町」を削り、同表北海道上川保健所の項中「鷹栖町」を「幌加内町　鷹栖町」に改め、同表北海道留萌保健所の項中「幌延町」を削り、同表北海道稚内保健所の項中「猿払村」を「幌延町　猿払村」に改める。

（北海道児童相談所設置条例の一部改正）

第４条　北海道児童相談所設置条例（昭和23年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

表北海道旭川児童相談所の項中「富良野市」を「富良野市　幌加内町」に改め、同表北海道岩見沢児童相談所の項中「幌加内町」を削る。

（北海道家畜保健衛生所条例の一部改正）

第５条　北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

名　　称	位　　置	管　轄　区　域
北海道空知家畜保健衛生所	岩見沢市	夕張市　岩見沢市　美唄市　芦別市　赤平市　三笠市　滝川市　砂川市　歌志内市　深川市　南幌町　奈井江町　上砂川町　由仁町　長沼町　栗山町　月形町　浦臼町　新十津川町　妹背牛町　秩父別町　雨竜町　北竜町　沼田町

北海道石狩家畜保健衛生所	札幌市	札幌市　江別市　千歳市　恵庭市　北広島市　石狩市　当別町　新篠津村
北海道後志家畜保健衛生所	倶知安町	小樽市　島牧村　寿都町　黒松内町　蘭越町　ニセコ町　真狩村　留寿都村　喜茂別町　京極町　倶知安町　共和町　岩内町　泊村　神恵内村　積丹町　古平町　仁木町　余市町　赤井川村
北海道胆振家畜保健衛生所	登別市	室蘭市　苫小牧市　登別市　伊達市　豊浦町　壮瞥町　白老町　厚真町　洞爺湖町　安平町　むかわ町
北海道日高家畜保健衛生所	新ひだか町	日高町　平取町　新冠町　浦河町　様似町　えりも町　新ひだか町
北海道渡島家畜保健衛生所	函館市	函館市　北斗市　松前町　福島町　知内町　木古内町　七飯町　鹿部町　森町　八雲町　長万部町
北海道檜山家畜保健衛生所	江差町	江差町　上ノ国町　厚沢部町　乙部町　奥尻町　今金町　せたな町
北海道上川家畜保健衛生所	旭川市	旭川市　士別市　名寄市　富良野市　幌加内町　鷹栖町　東神楽町　当麻町　比布町　愛別町　上川町　東川町　美瑛町　上富良野町　中富良野町　南富良野町　占冠村　和寒町　剣淵町　下川町　美深町　音威子府村　中川町
北海道留萌家畜保健衛生所	幌延町	留萌市　増毛町　小平町　苫前町　羽幌町　初山別村　遠別町　天塩町
北海道宗谷家畜保健衛生所	浜頓別町	稚内市　幌延町　猿払村　浜頓別町　中頓別町　枝幸町　豊富町　礼文町　利尻町　利尻富士町
北海道網走家畜保健衛生所	北見市	北見市　網走市　紋別市　美幌町　津別町　斜里町　清里町　小清水町　訓子府町　置戸町　佐呂間町　遠軽町　上湧別町　湧別町　滝上町　興部町　西興部村　雄武町　大空町
北海道十勝家畜保健衛生所	帯広市	帯広市　音更町　士幌町　上士幌町　鹿追町　新得町　清水町　芽室町　中札内村　更別村　大樹町　広尾町　幕別町　池田町　豊頃町　本別町　足寄町　陸別町　浦幌町
北海道釧路家畜保健衛生所	釧路市	釧路市　釧路町　厚岸町　浜中町　標茶町　弟子屈町　鶴居村　白糠町
北海道根室家畜保健衛生所	別海町	根室市　別海町　中標津町　標津町　羅臼町

（北海道農業改良普及センター条例の一部改正）

第６条　北海道農業改良普及センター条例（昭和33年北海道条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

名　称	位　置	管　轄　区　域
北海道空知農業改良普及センター	岩見沢市	夕張市　岩見沢市　美唄市　芦別市　赤平市　三笠市　滝川市　砂川市　歌志内市　深川市　南幌町　奈井江町　上砂川町　由仁町　長沼町　栗山町　月形町　浦臼町　新十津川町　妹背牛町　秩父別町　雨竜町　北竜町　沼田町
北海道石狩農業改良普及センター	恵庭市	札幌市　江別市　千歳市　恵庭市　北広島市　石狩市　当別町　新篠津村
北海道後志農業改良普及センター	倶知安町	小樽市　島牧村　寿都町　黒松内町　蘭越町　ニセコ町　真狩村　留寿都村　喜茂別町　京極町　倶知安町　共和町　岩内町　泊村　神恵内村　積丹町　古平町　仁木町　余市町　赤井川村
北海道胆振農業改良普及センター	伊達市	室蘭市　苫小牧市　登別市　伊達市　豊浦町　壮瞥町　白老町　厚真町　洞爺湖町　安平町　むかわ町
北海道日高農業改良普及センター	新ひだか町	日高町　平取町　新冠町　浦河町　様似町　えりも町　新ひだか町
北海道渡島農業改良普及センター	北斗市	函館市　北斗市　松前町　福島町　知内町　木古内町　七飯町　鹿部町　森町　八雲町（北海道檜山農業改良普及センターの管轄区域を除く。）　長万部町
北海道檜山農業改良普及センター	江差町	八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊

		石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。）　江差町　上ノ国町　厚沢部町　乙部町　奥尻町　今金町　せたな町
北海道上川農業改良普及センター	当麻町	旭川市　士別市　名寄市　富良野市　幌加内町　鷹栖町　東神楽町　当麻町　比布町　愛別町　上川町　東川町　美瑛町　上富良野町　中富良野町　南富良野町　占冠村　和寒町　剣淵町　下川町　美深町　音威子府村　中川町
北海道留萌農業改良普及センター	羽幌町	留萌市　増毛町　小平町　苫前町　羽幌町　初山別村　遠別町　天塩町
北海道宗谷農業改良普及センター	中頓別町	稚内市　幌延町　猿払村　浜頓別町　中頓別町　枝幸町　豊富町　礼文町　利尻町　利尻富士町
北海道網走農業改良普及センター	北見市	北見市　網走市　紋別市　美幌町　津別町　斜里町　清里町　小清水町　訓子府町　置戸町　佐呂間町　遠軽町　上湧別町　湧別町　滝上町　興部町　西興部村　雄武町　大空町
北海道十勝農業改良普及センター	中札内村	帯広市　音更町　士幌町　上士幌町　鹿追町　新得町　清水町　芽室町　中札内村　更別村　大樹町　広尾町　幕別町　池田町　豊頃町　本別町　足寄町　陸別町　浦幌町
北海道釧路農業改良普及センター	標茶町	釧路市　釧路町　厚岸町　浜中町　標茶町　弟子屈町　鶴居村　白糠町
北海道根室農業改良普及センター	別海町	根室市　別海町　中標津町　標津町　羅臼町

附　則

この条例は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）の施行の日から施行する。

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,090円）
発　行　北　海　道
編　集　総務部人事局法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社